

日医発第 1233 号（医経）

令和 5 年 10 月 5 日

都道府県医師会  
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会  
常任理事 宮川 政昭  
（公印省略）

独立行政法人福祉医療機構による

感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止したこと等に  
に伴い必要な経営資金・長期運転資金に関する融資について（情報提供）

独立行政法人福祉医療機構の新型コロナウイルス対応支援資金につきましては、令和 5 年 3 月 15 日付文書「独立行政法人福祉医療機構による新型コロナウイルス対応支援資金の令和 5 年 4 月以降の融資条件について（情報提供）」（日医発第 2333 号）においてご案内しております通り、令和 5 年 9 月末の期限をもって、受付終了となりました。

併せて、今般、福祉医療機構より、新型コロナウイルスなどの感染症の発生により機能を停止した施設等に対する令和 5 年 10 月以降の経営資金・長期運転資金の優遇融資の条件が公表されました。

主な融資条件は下記の通りとなります。詳細は福祉医療機構のホームページ（ <https://www.wam.go.jp/hp/kansensho/> ）にてご確認ください。

融資対象	施設の利用者や職員等に、新型コロナウイルスなどの感染症の集団感染（クラスター）が発生したことにより、施設の一部または全部の機能が停止し、減収した医療関係施設等
貸付対象施設	【医療貸付】病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院・医療従事者養成施設・助産所・指定訪問看護事業
融資率	100%
貸付利率	基準金利同率

償還期間 (据置期間)	10 年以内 (1 年以内)
無担保貸付	500 万円以内
融資限度額	「直近 6 カ月のうち診療等の収入が一番高い月の収入」と 「感染症等の影響を受けた月の診療等の収入」との差額の 3 倍以内

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

WAM > 感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止したこと等に伴い必要な経営資金・長期運転資金のお手続きのご案内

コンテンツ

福祉貸付事業

医療貸付事業

経営サポート事業  
リサーチ/セミナー/  
コンサルティング

WAM助成  
(社会福祉振興助成事業)

こどもの未来応援基金

退職手当共済事業

心身障害者扶養保険  
事業

WAM NET事業  
(福祉保健医療情報サービ  
ス事業)

承継年金住宅融資等  
債権管理回収業務

年金担保債権管理回  
収業務・労災年金担保  
債権管理回収業務

旧優生保護法一時金  
支払等業務

ハンセン病患者家族  
補償金支払等業務

福祉医療機構  
各事業の基本 Q&A

福祉・医療貸付のご融資を  
ご利用中のみなさまへ

電子申請

→ ご活用ください

WAM助成  
e-ライブラリー  
(電子図書館システム)

社会福祉振興助成事業で実施した過去の助成事業の概要や報告書などの成果物を検索して閲覧することができます。

## 福祉貸付事業・医療貸付事業

### 感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止したこと等に伴い必要な経営資金・長期運転資金のお手続きのご案内

当機構では、新型コロナウイルスなどの感染症が発生したことにより施設の機能が停止した場合等に対応するため、経営資金・長期運転資金の優遇融資を実施しております。

制度やお手続きの詳細は、以下をご参照ください。

#### 1. 制度の紹介

##### 融資条件

ご利用いただける方	施設の利用者や職員等に、新型コロナウイルスなどの感染症の集団感染(クラスター)が発生したことなどにより、施設の一部又は全部の機能が停止し、減収した社会福祉施設・医療関係施設等(注1)	
ご融資の対象となる施設・事業等	福祉貸付	医療貸付
	社会福祉施設等 <a href="#">主な「融資対象施設・事業」はこちら</a> (128KB)	病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院・医療従事者養成施設・助産所・指定訪問看護事業
融資金額	下記【ご融資金額の算出方法】にてご確認ください。	
貸付利率(注2)	<p>基準金利同率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準金利は契約締結時における利率が適用されます。</li> <li><a href="#">現在の貸付利率はこちら</a></li> </ul>	
償還期間(据置期間)	10年以内(1年以内)	
無担保貸付	500万円以内	

(注1)感染症による集団感染等の影響により、施設の機能停止やそれに伴う利用者等の減少が確認できる書類等が必要となります。

(注2)保証契約に依存しない保証人不要制度(福祉貸付0.05%、医療貸付0.15%の利率を上乗せ)がご利用できます。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

##### ご融資金額の算出方法

直近6カ月のうち最も高い月の収入と、感染症等の影響を受けた月の収入の差額(減収分)から融資金額を算出いたします。

- 融資金額は差額(減収分)の3倍までとなります。
- 収入については、福祉貸付はサービス活動収益等、医療貸付は医業収入となります。

##### 資金使途

- 感染症等の発生による減収の補てん等に充てる経営資金(長期運転資金)であり、人件費や経費に充てていただくものではありません。
- 創業して間もない場合の新規開業資金に充てていただくものではありません。
- 本貸付金を既往借入金の繰上返済、建築資金への流用、他法人への流用又は転貸等に充てることは、目的外使用にあたり、繰上償還を求める可能性がございます。

##### 【Q&A】

[「感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止したこと等に伴い必要な経営資金・長期運転資金のQ&A」](#)は [こちら](#)から

## 2.借入申込(原則として契約者ご本人からのお申し込み以外は受け付けません)

上記の融資条件をご確認のうえ融資額等を検討いただき、借入申込書等の必要書類をご提出ください。  
(ご提出いただいた書類については、受付不可となった借入申込書以外は原則として返却いたしません。)

また、ご提出の際は「[主な説明項目](#)」 (262KB)を必ずご熟読ください。

借入申込書は以下のリンク先からダウンロードしてください。

[感染症等当該施設の責に帰ることができない事由により機能を停止したこと等に伴い必要な経営資金・長期運転資金のお手続きはこちら](#)

## 3.借入申込書受理・審査

融資審査を行った後、融資審査の結果及び貸付契約に必要な書類を郵送します。

## 4.貸付契約

金銭消費貸借契約を締結します。

(契約にあたっては、金銭消費貸借契約証書を機構より送付します)

## 5.資金交付

有担保の場合は資金交付より前に担保権の設定が必要となります。

(担保権の設定にあたっては必要な書類を機構より送付します)

資金交付にあたっては以下の書類が必要となります。別途郵送いたしますが、Excel入力用を掲載しています。

資金交付請求書・振込先預金口座等指定届	<a href="#">様式ダウンロード</a> (Excel形式) (25KB)
---------------------	---

## 6.感染症等当該施設の責に帰ることができない事由により機能を停止したこと等に伴い必要な経営資金・長期運転資金のQ&A

[感染症等当該施設の責に帰ることができない事由により機能を停止したこと等に伴い必要な経営資金・長期運転資金のQ&A](#) (232KB)

### 本資金に関するお問い合わせ先

ご相談フリーダイヤル:0120-343-862(福祉貸付)

:0120-343-863(医療貸付)

※携帯電話等でつながらない場合:03-3438-0403(福祉貸付)

:03-3438-9940(医療貸付)

[お問い合わせフォーム\(福祉貸付\)](#)

[お問い合わせフォーム\(医療貸付\)](#)

[ページのTOPに戻る](#)